

第101期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

目次

第101期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	11
事業報告	13
計算書類	39
連結計算書類	56
監査報告書	81

郵送またはインターネット等による
議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日)午後5時まで
(詳細は2頁～4頁をご覧ください。)

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
2025 年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1
株式会社 筑邦銀行
代表取締役 鶴 久 博 幸
頭 取

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第101期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.chikugin.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家のみなさま/会社情報」から株式情報の「株主総会のご案内」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

福岡証券取引所ウェブサイト <https://www.fse.or.jp/listed/search.php>

(上記の福証ウェブサイトアクセスいただき、上場会社検索画面から「銘柄名(会社名)」に「筑邦銀行」または「コード」に当行証券コード「8398」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「上場会社詳細情報」にある「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 日時 | 2025年6月26日(木曜日) 午前10時 |
| 2 場所 | 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室 |
| 3 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第101期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告および
計算書類報告の件
2. 第101期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)連結計算書類なら
びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日（木）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水）午後5時到着分まで

インターネット等



後記（3頁～4頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年6月25日（水）午後5時まで

詳細は3頁～4頁をご覧ください。

【ご注意事項】

- 郵送（議決権行使書面）とインターネット等の双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - 議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
-
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当行定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - 1. 事業報告
 - ①財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ②業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
 - 2. 計算書類等
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主さまに限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

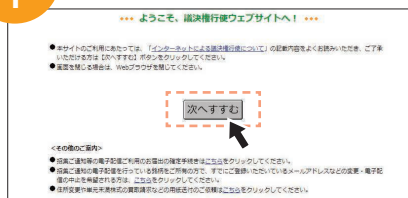
！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイト】による方法

STEP
1

ウェブサイトへアクセス



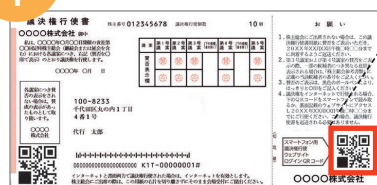
「次へすすむ」をクリック

【スマート行使】による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」入力不要でアクセスできます。

STEP
1

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

STEP 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 2 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行(株)証券代行部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき25円 総額 156,060,300円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当行における 地位等
1	重任	さ とう せい ちろう 佐 藤 清一郎	取締役会長執行役員 (代表取締役)
2	重任	つる く ひろ ゆき 鶴 久 博 幸	取締役頭取執行役員 (代表取締役)
3	重任	し ぎょう けん じ 執 行 謙 二	取締役副頭取執行役員 (代表取締役) 事務本部長
4	重任	かね こ すえ み 金 子 末 見	取締役常務執行役員 企画本部長
5	重任	の ぐち ひかる 野 □ 光	取締役常務執行役員 営業本部長
6	新任	の ぐち けい すけ 野 □ 景 介	上席執行役員 企画本部人事グループ長
7	重任	あさ だ しゅん いち 浅 田 俊 一	社外 独立役員 社外取締役



生年月日

1949年2月3日

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

所有する当行の株式数

15,400株



生年月日

1963年7月7日生

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

所有する当行の株式数

3,500株

1

さとう せい いちろう
佐藤 清一郎

重任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 株式会社日本勧業銀行入行
1995年5月 株式会社第一勧業銀行今治支店長
1997年4月 同行資金証券部長
1998年5月 同行証券企画部長
1999年6月 同行取締役欧州支配人兼ロンドン支店長
2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括
2004年4月 みずほ証券株式会社代表取締役副社長
2006年4月 当行顧問就任
2006年6月 当行取締役副頭取
2009年4月 当行取締役頭取 (代表取締役)
2017年6月 当行取締役頭取執行役員 (代表取締役)
2024年4月 当行取締役会長執行役員 (代表取締役)
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任。当行においては2006年6月からは副頭取、2009年4月より代表取締役頭取、2024年4月より代表取締役会長を務めて、銀行の経営管理を的確、公正かつ、効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。

2

つるく ひろゆき
鶴久 博幸

重任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2008年4月 当行大野支店長
2011年4月 当行千早支店開設準備委員長
2011年11月 当行千早支店長
2014年6月 当行鳥栖支店長
2015年7月 当行執行役員鳥栖支店長
2016年6月 当行執行役員福岡支店長
2017年4月 当行執行役員福岡営業部長
2017年5月 当行執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長
2017年6月 当行取締役上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長
2018年4月 当行取締役上席執行役員営業統括部長
2019年4月 当行取締役上席執行役員営業本部長
2019年6月 当行取締役常務執行役員営業本部長
2023年6月 当行取締役常務執行役員企画本部長
2024年4月 当行取締役頭取執行役員 (代表取締役)
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1986年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長 (2017年4月に福岡営業部に改組) を歴任。2017年から取締役として営業本部、企画本部を統括し、その職務・職責を適切に果たし、2024年4月より代表取締役頭取に就任しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役ににおいて活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。



生年月日

1961年3月3日生

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

所有する当行の株式数

1,700株



生年月日

1962年9月13日生

取締役会への出席状況

17回/17回(100%)

所有する当行の株式数

1,600株

3 しぎょう けんじ 執行 謙二

重任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 日本銀行入行
2006年10月 同行政策委員会室企画役
2009年9月 同行総務人事局企画役
2012年7月 当行入行 営業統括部付部長
2014年6月 当行総合企画部長
2014年7月 当行執行役員総合企画部長
2015年6月 当行取締役総合企画部長
2017年6月 当行取締役上席執行役員総合企画部長兼総務部長
2018年6月 当行取締役常務執行役員総合企画部長
2019年4月 当行取締役常務執行役員企画本部長
2022年6月 当行取締役専務執行役員企画本部長 (代表取締役)
2023年6月 当行取締役専務執行役員事務本部長 (代表取締役)
2024年4月 当行取締役副頭取執行役員DX本部長兼事務本部長 (代表取締役)
2024年6月 当行取締役副頭取執行役員事務本部長 (代表取締役)
現在に至る
(事務本部担当)

■ 取締役候補者とした理由

日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験を有しております。当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、2015年から取締役、2022年6月から代表取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。

4 かねこ すえみ 金子 末見

重任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2005年4月 当行西新町支店長
2008年4月 当行筑後支店長
2010年7月 当行ソリューション事業部長
2014年7月 当行執行役員ソリューション事業部長
2017年6月 当行上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長
2017年11月 当行上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長
2019年6月 当行取締役常務執行役員
2020年7月 当行取締役常務執行役員資金運用本部長兼事務本部長
2023年6月 当行取締役常務執行役員資金運用本部長
2024年4月 当行取締役常務執行役員企画本部長
現在に至る
(企画本部担当)

■ 取締役候補者とした理由

1985年入行後、西新町支店長、筑後支店長、ソリューション事業部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2019年からは取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。



生年月日

1967年12月27日生

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

所有する当行の株式数

2,300株

5 のぐち ひかる 野口 光

重任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2009年4月 当行雄納隈支店長
2011年10月 当行大牟田支店長
2014年6月 当行大野支店長
2016年6月 当行鳥栖支店長
2019年6月 当行執行役員福岡営業部兼赤坂門支店長
2021年6月 当行上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長
2022年6月 当行取締役上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長
2023年6月 当行取締役常務執行役員営業本部長
現在に至る
(営業本部担当)

■ 取締役候補者とした理由

1986年入行後、大牟田支店長、大野支店長、鳥栖支店長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2022年からは取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。



生年月日

1969年12月18日生

取締役会への出席状況

—

所有する当行の株式数

3,400株

6 のぐち けいすけ 野口 景介

新任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当行入行
2013年4月 当行大善寺支店長
2015年4月 当行柳川支店長
2017年5月 当行日田支店長
2020年7月 当行企画本部人事グループ長
2022年6月 当行執行役員企画本部人事グループ長
2024年6月 当行上席執行役員企画本部人事グループ長
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1992年入行後、大善寺支店長、柳川支店長、日田支店長、人事グループ長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2024年からは上席執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。



生年月日

1949年3月22日

取締役会への出席状況

9回/13回 (69.2%)

所有する当行の株式数

0株

7 あさだ しゅんいち
浅田 俊一

重任

社外

独立役員

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年4月 株式会社第一勧業銀行入行
2000年6月 同行執行役員市場企画室長
2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員
2004年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役
2005年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長内部監査部門長
2007年6月 東京リース株式会社代表取締役副社長
2008年4月 同社代表取締役社長
2009年4月 東京センチュリーリース株式会社（現東京センチュリー株式会社）
代表取締役社長
2020年4月 同社代表取締役会長
2022年6月 同社取締役
2024年6月 当行（社外）取締役
現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

都市銀行、メガバンクグループにおいて、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任し、銀行経営に関する豊富な経験と高い知見を有しております。また、事業会社の経営に長年携わり、企業経営に関する豊富な知識と高い見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、客観的視点からの取締役会の意思決定機能への助言および監督機能強化への貢献を期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 浅田俊一氏は社外取締役候補者であります。
3. 浅田俊一氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当行は浅田俊一氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当行は浅田俊一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
6. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断しておりますので、指摘すべき事項はありません。なお、取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

かばしま おさむ
花島 修

社外

独立役員

生年月日 1954年12月31日生
所有する当行の株式数 0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年10月 司法試験合格
1989年4月 かばしま法律事務所 設立
2009年4月 福岡県弁護士会副会長
2014年7月 弁護士法人かばしま法律事務所 代表社員
現在に至る

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての専門的な法律知識と長年にわたる豊富な実務経験に加え、企業経営に対する十分な見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 花島修氏は、補欠の監査等委員としての社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
2. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、花島修氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 花島修氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
4. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

（ご参考）取締役会のスキル・マトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下の通りとなります。

【社内取締役】

氏 名	役職名	企業経営	金融経済	市場運用	人 事 人材開発	IT・DX
佐藤清一郎	会長執行役員 (代表取締役)	○	○	○	○	
鶴久 博幸	頭取執行役員 (代表取締役)	○	○		○	○
執行 謙二	副頭取執行役員 (代表取締役)	○	○		○	○
金子 末見	常務執行役員 (取締役)	○	○	○	○	○
野口 光	常務執行役員 (取締役)	○	○			
野口 景介	上席執行役員 (取締役)	○	○		○	
中野 慎介	監査等委員	○	○	○	○	
池部 晋	監査等委員		○	○		

上記スキルは、各人の有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

企業経営：組織統率力、営業戦略およびリスクマネジメントを含む

金融経済：金融経済に関する高度な知識

【社外取締役】

氏 名	役職名	企業経営	地方行政 地域経済	研究・教育	グローバル	専門領域
浅田 俊一	取 締 役	○	○		○	○
立花 洋介	監査等委員	○	○			○
永田 見生	監査等委員	○		○		○
石坂 淳子	監査等委員	○	○			○

上記スキルは、各人の有するスキルの一部であり、すべての知見や経験を表すものではありません。

専門領域については、各候補者の略歴をご参照ください。

第101期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(銀行の主要な事業内容)

当行は福岡県を主要な営業エリアとして、お客さま支援ビジネスの多様化を基本方針とし、既存ビジネスを深化させるとともに、金融の枠を越えた、あるいは地域の枠を越えた新たな価値の実現に取り組んでいます。預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託および保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務などの既存ビジネスに加えて、外部連携先とのアライアンス戦略を推進し、資産形成、事業承継、M&A、企業型確定拠出年金導入、地域通貨、デジタル化、アグリビジネスなどの分野でお客さまへの支援やコンサルティングなど新たなビジネスの確立を目指しています。

(金融経済環境)

当事業年度のわが国経済は、一部に足踏みがみられたものの、全体として緩やかな回復基調を維持しました。個人消費と設備投資は持ち直しの動きを示し、企業収益も改善傾向にありました。雇用・所得環境の改善が続き、これが景気回復を下支えする要因となりました。また、海外経済は、全体としては持ち直しの動きが見られましたが、地域ごとに状況は異なりました。米国では個人消費を中心に景気は拡大を続け、欧州も一部に弱さは残るものの、インフレ圧力が和らぎ個人消費を中心に持ち直しの動きが続きました。一方、中国では不動産市場の低迷などから消費が冷え込み回復に足踏みがみられ、不透明感が残る状況となりました。

金融情勢については、米国では物価上昇率の低下などから政策金利を引き下げました。また、欧州でも経済活動を下支えするため利下げ局面に入りました。中国では景気低迷から政策金利の引き下げ等金融緩和策が取られました。一方、国内では日本銀行が政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整しました。また、米国の通商政策などによる影響等から金融市場の変動は高まりました。当年度末には長期金利の指標である新発10年物国債利回りは1.4%台、ドル円相場は149円台、日経平均株価は35,600円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、物価上昇の影響はあるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は回復傾向にあり、設備投資は増加し各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復しました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

政策金利引上げへの対応と既存ビジネスの深化

当行は、2024年1月から貸出金について金利の適正化に取り組み、その後の政策金利の引上げについても、順応に対応しています。併せて、お取引先ごとに取り組みを検討する「個社別取組方針」が定着し、お取引先と伴走型の取り組みを重ねることで、貸出金残高の増加および金利対応についても順調に進めることができています。しかしながら、政策金利の引上げについては、預金金利が先に引上がることで、タイムラグが生じ、遅れて収益化してきています。

当行は、「ベストパートナー」として地域課題の解決と地域経済の活性化を後押しするべく、コンサルティングを柱とした伴走型支援の追求を通して、「金利のある世界」の中で既存ビジネスを深化させてまいります。

新たなビジネスの確立

当行は、新たなビジネスとして、企業型確定拠出年金「誰でもDCプラン」（以下「本プラン」という）の推進に注力しています。本プランは、大手運営管理機関では対応が難しかった少人数規模の事業所でも導入可能で、加入者1名からお引き受けできる点が特徴です。

当行は、全国の中小企業の皆さまにも本プランのサービス展開を行うため、連携する金融機関や事業者の拡充を図っています。2025年3月末現在で、本プランの取り扱いを当行の営業エリア以外の5金融機関をはじめ、地場企業や東京都に本社を持つ大手企業等と業務提携契約を締結し共同推進を行っています。

当行は、本プランを通じて、中小企業の従業員の資産形成支援や福利厚生の実現に貢献してまいります。また、本プランは、大企業の企業型DCに加入している方が転職で入社した際の受け皿としても利用可能であり、導入企業の優秀な人材確保にも寄与しています。また、当行にとっても、本プランの推進により着実に収益化も進んでいます。

当行は、九州電力株式会社およびSBIホールディングス株式会社と共同で設立した「株式会社まちのわ」（以下「まちのわ」という）を通じて、プレミアム付電子商品券をはじめ、地域通貨や地域ポイントなどのサービスを一つのスマートフォンアプリで実現できる「地域情報プラットフォーム」（以下「本プラットフォーム」という）を自治体や地域団体等に提供しています。まちのわは、2025年3月末現在でプレミアム付電子商品券を福岡県内の65か所に提供し、福岡県内においては、8割超のシェアを獲得しています。なお、全国累計130か所でプレミアム付電子商品券の導入実績があり、発行総額1,200億円、ダウンロード数延べ145万人、加盟店42,000店舗で利用されています。2024年4月からは、本プラットフォームを活用した現地決済型ふるさと納税サービスを新規事業として開始しました。

また、2024年12月に「株式会社まちのわホールディングス」（以下「まちのわHD」という）を設立し、全国規模での事業拡大を目指しています。まちのわHDは、地域子会社の設立を計画しており、全国の自治体や地域団体等とより強固なネットワークを築き、地域密着型の事業運営体制への強化を図るとともに、地場企業等とのアライアンスにより新たな事業・サービスの創出を目指しています。

当行は、これらの取り組みにより、地域経済の活性化と社会課題の解決に向けた新たな価値創造を推進してまいります。

当行は、2025年1月にM&A専門チーム（以下「本チーム」という）を立ち上げ、M&A業務の更なる強化に取り組んでいます。また、株式会社M&A総研ホールディングス（以下「M&A総研」という）と連携強化についての契約を締結しました。本チームには、当行でM&A支援業務を担当してきた行員に加え、M&A総研やトゥルーバグループホールディングス株式会社（以下「トゥルーバグループHD」という）から外部人材3名も参加しています。なお、当行は、トゥルーバグループHD傘下のトゥルーバアグリ株式会社との合併会社「筑邦トゥルーバファーム株式会社」（以下「C-TAF」という）を設立しており、ちくぎん地域活性化ファンドを通じて、C-TAFに対し、5%出資しています。本チームは、お客さまより営業エリア内以外の地域へ承継したいとのご意見も多数頂戴していたことから、全国の企業との間でM&Aを通じた事業承継ができるよう、支援チームとして組成いたしました。また、M&A総研との連携強化により、同社が持つM&A情報を当行のお客さまへ

提供できるようになり、社会的課題である中小企業の事業承継問題解決に加え、お客さまの成長戦略としてのM&A業務にも幅広く対応できるようになりました。

当行は、引き続き中小企業の事業承継問題解決に向けた活動と成長戦略のためのM&A業務について推進してまいります。

当行は、福岡経済同友会筑後地域委員会の提言書に沿って、「ちくぎんアグリネットワーク」を更に充実したものに拡大・発展させるため、「筑後アグリネットワーク」（以下「本ネットワーク」という）に改名し、第1回の情報交換会を開催しました。本ネットワークは当行以外の金融機関、そのお取引先にも参画いただくようなオープンな交流プラットフォームです。

本ネットワークは意欲・熱意のある農業生産者、関連事業者等による交流の活性化を支援するため、今後も定期的に情報交換会等を開催することで、筑後地域を中心とした農業と農業関連産業の発展を支援してまいります。

強靱な経営基盤の構築

当行は、行員全員がお客さま、地域と共に新たな価値を創造していきける「動かす人」となって活躍するための環境づくりを行っています。「動かす人」としてのコンサルティング能力、目利き力、アレンジ力を身に付けるため、ファイナンシャルプランナー1級・2級取得者の増強や行員のITリテラシーの向上のためのITパスポート試験の斡旋、企業年金総合プランナーの育成のためのDCプランナー認定試験の斡旋、M&A業務関連における最高位の資格であるM&Aシニアエキスパート認定などの資格取得を推奨しています。なお、中核的人材の育成のため、リスクリング教育として、当事業年度に九州大学ビジネススクールを2名が修了しています。また、2025年3月末現在でMBA取得者は7名となっています。

当行は、ITインフラ基盤を生産性とセキュリティレベルの向上を目的に最新の基盤へ更改しました。新ITインフラ基盤は、Office365の導入によりクラウドサービスやコミュニケーションツールの活用が可能となり、行内のDX化を図っています。また、スマートフォンの導入により外出先からもスケジュールやビジネスチャットの利用も可能で、コミュニケーションを活性化することができます。更に、顧客管理ツールにより、情報の記録によるノウハウやコツの共有化による営業の質が向上し、顧

客接触件数の増加等の業務効率化やスピードの向上などの導入効果があります。セキュリティについては、最新のサイバーセキュリティに対応しており、情報漏洩や外部からの攻撃に強い構成となっています。

また、当行は、2025年3月より当行専用の生成AIの利用を開始しました。生成AIの導入により事務負担の軽減や、営業支援など、生産性・営業の質の向上を図ってまいります。

本部組織の見直し

2025年4月に本部組織の見直しを行い、経営環境の変化に対応した体制整備を進めています。営業本部にある「グローバルコンサルティンググループ」を顧客のアジアビジネスに関するコンサルティング機能を提供していくため、「アジアビジネスコンサルティンググループ」に改称したうえで、「コンサルティング本部」内に設置します。その上で、業務提携先の株式会社アジア福岡パートナーズと連携し、当行お取引先のアジアビジネスを推進します。また、金利上昇局面においてA L M（資産・負債の総合管理）の重要性が高まっていることを踏まえ、「A L M小委員会」を「A L M戦略委員会」に改称します。

商品・サービス等の拡充

当行は、2024年10月に中小企業へのソリューション提供を強化するため、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）と「シンジケートローン業務における連携・協力に関する覚書」（以下「本覚書」という）を締結しました。本覚書は、大口の資金調達や財務構造改善等に取り組む中小企業を後押しするため、双方のネットワークを活用し、中小企業の円滑な資金調達をサポートするものです。

当行と商工中金は、これまでもシンジケートローン業務において連携を行っていましたが、本覚書締結により、それぞれの機能や特性を活かしながら、従来以上に連携を強化することで相乗効果を発揮し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、当行は、商工中金と共同アレンジャーとして事業承継資金をL B Oローンにて取り組みました。L B Oローンは株式取得対象会社の信用力やキャッシュフローを担保に企業買収を行う場合に用いるファインンススキームです。

今後も、当行は中小企業の事業承継問題解決のため、様々な融資スキームで承継企業のサポートを行ってまいります。

当行は、社会貢献活動の支援を目的として、寄付型定期預金の「ちくぎん未来応援定期」（以下「本商品」という）の取り扱いを2025年1月に開始しました。本商品では、募集期間中にお客さまにお預入れいただいた定期預金総額の一定割合相当額を当行負担のもと、一般社団法人福岡県フードバンク協議会、社会福祉協議会や福岡県ワンヘルス事業に寄付いたします。

当行は、共働き世帯の増加や不動産価格の上昇等を背景に、連帯債務にて住宅ローンを検討されるお客さまが増えていることを踏まえ、2024年10月にSBI生命保険の団体信用生命保険に「全疾病連生団信」及び「一般連生団信」を追加しました。連生団信は、主債務者及び連帯債務者の2名がそれぞれ100%の付保割合の被保険者となり、どちらか一方が死亡、所定の高度障害に該当した場合、または所定の就業不能状態に該当した場合に保険が適用されローン残高相当額、毎月のローン返済額が保障されます。

なお、当行は、2024年12月に低金利、長期借入により毎月の返済額を抑えたいお客さまのニーズに対応するため、ご融資実行時に事務手数料をご負担いただく融資手数料型住宅ローンの取り扱いを開始しました。

また、当行は、顧客利便性向上のため、2025年1月にSBI生命保険の団体信用生命保険の申込手続きをインターネット上でできる「ペーパーレス申込サービス（WEB告知）」（以下「本サービス」という）を導入しました。本サービスは、QRコードを読み込むことにより、申込み・告知ができるサービスです。お客さまの申込み・告知内容の控えもペーパーレスとなり、お客さまはデータで申込情報を保管することができます。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありませんが、2024年9月に「姪浜支店」を「西福岡支店」へと名称変更のうえ、移転しました。新店舗は、広々としたロビーと前面ガラスにより、開放的で心地良い空間となっています。また、多目的トイレ、点字ブロックなど、バリアフリーに配慮した設備で機能面を充実させています。また、西福岡支店は、2022年度からの3年間で貸出先や融資額が倍増しています。

店舗外現金自動設備については、新設1か所により34か所35台となりました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金や公金預金が増加したことから、期末残高は前年度末比133億円増加の8,259億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けや地方公共団体向けの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比78億円増加の5,726億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、株式や投資信託が減少したことなどから、期末残高は前年度末比60億円減少の2,149億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式の評価差益が減少したことに加えて、地方債や社債の評価差損が増加したことから、前年度末比71億59百万円減少の71億82百万円の評価損となりました。

損 益 状 況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加えて、役務取引等収益や株式等売却益が増加したことなどから、前年度比10億59百万円増収の126億円となりました。一方、経常費用は、預金等利息の増加により資金調達費用が増加したことに加えて、国債等債券売却損や営業経費が増加したことなどから、前年度比10億44百万円増加の115億20百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比15百万円増益の10億79百万円となりました。当期純利益は、経常利益が増益となったものの、固定資産処分損が増加したことなどから、前年度比35百万円減益の9億92百万円となりました。

(対処すべき課題)

わが国経済は、一部に弱めの動きもみられるものの、緩やかに回復しています。日本銀行は、政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整しており、「金利のある世界」に変わっています。「金利のある世界」は、銀行経営にとって収益環境となりますが、同時にリスクやコストをコントロールする重要性も高まっています。また、金融市場では、各国の通商政策をはじめとする経済政策運営を巡る不確実性が高まっています。

このような環境の中、当行は、昨年4月より新たにスタートした「中期経営計画2024」（計画期間2024年4月～2027年3月）に取り組んでいます。本計画では、「お客さま支援ビジネスの多様化」を基本方針に、「既存ビジネスの深化」と「新たなビジネスの確立」を目指しています。具体的には、コンサルティングを柱とした伴走型支援の追求による「既存ビジネスの深化」、DX技術やアライアンス戦略を活用した「新たなビジネスの確立」、およびそれを可能にするための「動かす人」の育成や業務改革などの「強靱な経営基盤の構築」の3つに注力しています。

なお、当行は、地域に根差しながら、質の高い商品、サービスを全国へと拡販していくことも重視しています。新たなビジネスとして全国展開している企業型確定拠出年金推進事業の「誰でもDCプラン」は、連携する金融機関や事業所の拡充が図られ、契約件数は順調に増加し、収益性も着実に伸びています。当行は、アライアンス戦略の推進を通して、お客さま支援ビジネスを追求し収益力を高めてまいります。また、このような取り組みにより中長期的に成長し持続可能な経営基盤を更に強化してまいります。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、変化する金融環境に適応し、地域経済の発展に貢献する銀行として成長してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	795,462	795,054	808,938	794,346
定期性預金	255,087	244,711	229,558	232,202
その他	540,375	550,343	579,379	562,144
貸 出 金	541,648	558,058	564,861	572,680
個人向け	99,423	101,162	102,595	103,589
中小企業向け	378,818	371,811	365,880	366,652
その他	63,407	85,084	96,385	102,439
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	238,303	225,330	221,014	214,945
国 債	8,372	6,634	7,011	10,190
その他	229,931	218,696	214,003	204,754
総 資 産	893,377	855,739	867,777	873,941
内 国 為 替 取 扱 高	5,906,824	5,929,781	5,891,858	6,282,496
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 321	百万ドル 405	百万ドル 316	百万ドル 44
経 常 利 益	930	2,183	1,064	1,079
当 期 純 利 益	633	1,966	1,028	992
1株当たり当期純利益	円 銭 104 68	円 銭 323 99	円 銭 169 11	円 銭 163 20

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	535人
平 均 年 齢	38年 6 月
平 均 勤 続 年 数	16年 2 月
平 均 給 与 月 額	320千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
久 留 米 ブ ロ ッ ク	16店 (うち出張所 ー)
東 部 ブ ロ ッ ク	6店 (うち出張所 ー)
南 部 ブ ロ ッ ク	6店 (うち出張所 ー)
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店 (うち出張所 ー)
東 京 支 店	1店 (うち出張所 ー)
合 計	44店 (うち出張所 ー)

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を34か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありません。店舗外現金自動設備は、姪浜駅前出張所の1か所を新設しました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,268
---------------	-------

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資182百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、104百万円であります。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店施設等の取得	349
事務機械等の新設、拡充、改修	735

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事 務 受 託 業	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル6階	経 済 調 査 業	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	百万円 20	% 100	
筑邦信用保証株式会社	久留米市東台川5丁目7番33号	保 証 業	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市東台川5丁目7番33号	コンピュータ関連業	百万円 20	% 70	
株式会社まちのわホールディングス	東京都港区六本木一丁目6番1号	プレミアム付電子商品券、 地域通貨事業	百万円 100	% 34	

注 上記6社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社、ちくぎんリース株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、株式会社ちくぎん地域経済研究所及び筑邦信用保証株式会社は銀行法に基づく子法人等、株式会社まちのわホールディングスは持分法適用関連法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. SBIホールディングス株式会社との間で、以下の内容による資本業務提携に関する契約を締結しております。
 - ①地域通貨の発行、スタートアップ企業の支援やビジネスマッチング等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
 - ②SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の検討、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化や事業承継支援・M&Aにおける協業
 - ③マネータップ株式会社（現・SBIレミット株式会社）、SBIネオファイナンシャルサービスーズ株式会社及びSBI FinTech Incubation 株式会社（現・SBIネオバンキングシステム株式会社）などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの共同化の検討
 - ④SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当行の収益力の強化
 - ⑤契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進
5. 株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構（現・株式会社事業承継機構）との間で、永久保有による事業承継投資や承継先の経営及び経営改善支援を目的として業務提携しております。

(7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 清 一 郎	代 表 取 締 役 会 長		
鶴 久 博 幸	代 表 取 締 役 頭 取		
執 行 謙 二	代 表 取 締 役 副 頭 取 (事 務 本 部 長)		
金 子 末 見	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (企 画 本 部 長)		
藤 崎 勇 一 郎	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (リ ス ク 管 理 本 部 長)		
野 口 光	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (営 業 本 部 長)		
浅 田 俊 一	取 締 役 (社 外 取 締 役)		注1
中 野 慎 介	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)		注2
池 部 晋	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)		注2
立 花 洋 介	取 締 役 (社 外 取 締 役 監 査 等 委 員)	公 認 会 計 士	注1、3
永 田 見 生	取 締 役 (社 外 取 締 役 監 査 等 委 員)	学校法人久留米大学理事長	注1
石 坂 淳 子	取 締 役 (社 外 取 締 役 監 査 等 委 員)		注1

(当年度中に退任した役員)

麻 生 渡	取 締 役 (社 外 取 締 役)		2024年 6月26日 退任
西 村 和 芳	取 締 役 (社 外 取 締 役 監 査 等 委 員)		2024年 6月26日 退任

- 注 1. 浅田俊一氏、立花洋介氏、永田見生氏及び石坂淳子氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役中野慎介及び取締役池部晋は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

5. 当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	役 名	職 名
田 中 省 吾	上席執行役員	資金運用本部長兼資金運用本部資金証券グループ長
平 田 和 久	上席執行役員	福岡営業部長兼赤坂門支店長
野 口 景 介	上席執行役員	企画本部人事グループ長
川 口 義 重	執行役員	DX本部長兼事務本部事務システムグループ長
山 口 大 祐	執行役員	企画本部企画グループ長
林 昭 信	執行役員	コンサルティング本部長 兼コンサルティング本部金融コンサルティンググループ長 兼DCコンサルティンググループ長
石 橋 宏 隆	執行役員	本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長
井 手 慎 太 郎	執行役員	鳥 栖 支 店 長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	8人	162	124	—	38
取締役(監査等委員)	6人	44	44	—	—

注 1. 非金銭報酬等は株式給付信託制度であります。株式給付信託制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定める数のポイントが付与され、当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます。

2. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価については、該当ありません。
3. 当行取締役の報酬の額は、2016年6月28日開催の第92回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百

万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度枠とは別枠で、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式給付信託の拠出金（5事業年度分の上限280百万円）について決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

4. 役員賞与金は該当ありません。
5. 当行は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で定めております。

基本方針として、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬、賞与及び株式給付信託制度の体系としております。月例報酬は、役位毎の固定報酬とし、賞与は、決算の都度、金融経済情勢等を総合的に勘案して決定しております。なお、報酬等の種類毎の割合は、基本的には上位ほど株式給付信託制度の割合を増やしており、役位に応じて月例報酬7～9割、株式給付信託制度1～3割を目安としております。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

また、当行の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、法令、定款及び株主総会決議等に基づき、各種リスクの統合的な管理、コンプライアンスプログラムや計数計画の進捗状況、各取締役の職務執行状況等を監督のうえ、当行取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で監査等委員である取締役で協議の上決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
浅 田 俊 一	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立 花 洋 介	
永 田 見 生	
石 坂 淳 子	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社役員等（含む執行役員及び管理職従業員）	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者が実質的に保険料を負担している割合は7.95%であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
永 田 見 生	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
浅 田 俊 一	0年9月	取締役会 13回開催中9回出席	銀行経営や企業経営に関する豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立 花 洋 介	11年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 14回開催中12回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
永 田 見 生	6年9月	取締役会 17回開催中14回出席 監査等委員会 14回開催中12回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。
石 坂 淳 子	0年9月	取締役会 13回開催中12回出席 監査等委員会 10回開催中9回出席	企業経営に関する豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。

注 当行社外取締役は、銀行経営、企業経営の豊富な経験や公認会計士、学識経験者としての専門的見地を有し、当該視点からの当行取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献する期待に対し、当行取締役会において当該視点からの発言などにより社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	6人	16	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 6,249千株(自己株式6千株を含む)

(2) 当年度末株主数 3,433名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	288	4.62
筑邦銀行従業員持株会	266	4.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	187	2.99
SBI地銀ホールディングス株式会社	182	2.92
株式会社佐賀銀行	171	2.74
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口 及び九州電力送配電口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	161	2.58
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	159	2.56
久光製薬株式会社	140	2.25
西日本鉄道株式会社	138	2.22
株式会社安川電機	136	2.18
計	1,833	29.37

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（6,608株）を控除して計算しております。

- (4) 役員保有株式
該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項
(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 城戸 昭博 指定有限責任社員 上坂 岳大	38	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は38百万円であります。

- (2) 責任限定契約
該当ありません。

- (3) 補償契約
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

(1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
- ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
- ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。
- ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、リスク管理本部経営管理グループをリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
- ③ 内部監査部門である監査グループは、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、グループ長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。

- ② 内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
 - ii 定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
 - ii 子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。
- (ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。
 - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。

(6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととする。

(7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者としてとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と企画本部人事グループの協議事項とする。

(8) 次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制

(イ) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制

i 監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧する。

ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口で監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

i 当行の内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行う。

ii 子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。

- iii 「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用、又は債務について、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的に行っております。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年4回、「ALMに関する常務会」は年18回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員でない取締役7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）の計12名の体制としております。また、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員は14名（うち、取締役兼務6名）を選任しております。当期は定例を含め17回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役及び常務執行役員以上の役職者から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行の監査等委員が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が業務監査、内部統制監査を実施しております。

(6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当行監査等委員会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査等委員会の業務を補助しております。

(7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行監査等委員会の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

(8) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

当行監査等委員は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の書類、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査等委員会は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。

- (10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行の監査等委員会監査等基準規程において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができるとしております。

- (11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査等委員会は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換会を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第101期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額
経	常	収	益	益	息	12,600
資	金	運	用	収	利	9,413
	貸	出	金	利	配	7,014
	有	価	証	券	口	2,225
	コ	一	ル	金	一	29
	預	け	の	受	入	144
	そ	の	他	の	利	0
役	務	取	引	等	収	2,136
	受	入	為	替	手	606
	そ	の	他	の	役	1,529
そ	の	他	業	務	収	33
	外	国	為	替	売	10
	国	債	等	債	券	3
	金	融	派	生	商	19
そ	の	他	経	常	収	1,017
	償	却	債	権	取	110
	株	式	等	売	却	747
	そ	の	他	の	経	159
経	常	費	用	費	用	11,520
資	金	調	達	費	用	505
	預	金	性	預	金	481
	讓	渡	ル	マ	ネ	7
	コ	一	用	金	一	0
	借	の	他	の	支	0
	そ	の	取	引	等	15
役	務	取	引	等	費	1,134
	支	払	為	替	手	137
	そ	の	他	の	役	997
そ	の	他	業	務	費	596
	国	債	等	債	券	596
営	業	経	常	費	用	8,399
そ	の	他	経	常	費	884
	貸	倒	引	当	金	402
	貸	出	金	繰	償	126
	株	式	等	売	却	94
	株	式	等	償	却	0
	そ	の	他	の	経	260
経	常	利	益	常	益	1,079

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失	67
固 定 資 産 処 分 損	67
税 引 前 当 期 純 利 益	1,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	184
法 人 税 等 調 整 額	△164
法 人 税 等 合 計	19
当 期 純 利 益	992

第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	10,937	21,061	△309	34,510
当期変動額									
剰余金の配当						△312	△312		△312
当期純利益						992	992		992
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								4	4
土地再評価差額金の取崩						174	174		174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	855	855	3	858
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	11,792	21,916	△306	35,369

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△23	1,642	1,619	36,130
当期変動額				
剰余金の配当				△312
当期純利益				992
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				4
土地再評価差額金の取崩				174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,159	△199	△7,358	△7,358
当期変動額合計	△7,159	△199	△7,358	△6,499
当期末残高	△7,182	1,443	△5,739	29,630

第101期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50年

その他 2 年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等の修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、回収可能性を勘案し、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,463百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から損益処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。以下、同じ。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）への当行株式の交付に備えるため、取締役等に対する株式給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金2,199百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に基づき定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している債務者の債務者区分は、債務者の将来の事業計画の合理性及び実現可能性に係る判断により判定しております。当該事業計画の前提となる販売予測、経費削減および債務返済予定等の将来見込の合理性については、物価上昇の影響、債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等に基づき判断しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

物価上昇の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(株式給付信託)

当行は、当行の取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」という。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

② 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は293百万円、株式数は159,900株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,760百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,052百万円
危険債権額	13,809百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	942百万円
合計額	16,803百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,667百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	3,301百万円
貸出金	17,523百万円
その他の資産	121百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,373百万円
借入金	6,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産3,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金74百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,623百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が77,623百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

548百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 8,598百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,459百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 9百万円

11. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 33百万円

1年超 120百万円

合計 153百万円

12. 関係会社に対する金銭債権総額 6,250百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 2,148百万円

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度においては、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額を超えているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 32百万円

役務取引等に係る収益総額 15百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 2百万円

その他の取引に係る収益総額 100百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 16百万円

役務取引等に係る費用総額 312百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 25百万円

その他の取引に係る費用総額 一百万円

2. 関連当事者との取引

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子会社	ちくぎんリース 株式会社	久留米市東町 37番地3	20	リース業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 100% 間接 0%	2人	金銭貸借取引等	貸出金	6,250
			預金	208
			リース債務	276

(注) 当行が受取った貸出金利息の合計額は31百万円、当行が支払った預金利息の合計額は0百万円、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る支払利息相当額の合計額は15百万円、土地建物機械賃借料の合計額は15百万円であります。なお、貸出金の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	筑邦信用保証 株式会社	久留米市東合川5丁 目7番33号	30	保証業

議決権等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 5% 間接 24.1%	3人	各種ローンの 債務保証	被債務保証	39,112
			債務保証履行に伴う ローンの回収又は代 位弁済	49

(注) 保証料は、各種ローンの債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては、当行より支払っております。なお、当行が支払った保証料の合計額は73百万円であります。また、債務保証の取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	立花 崇	—	—	医師	被所有 直接0%	当行取締役 監査等委員 立花洋介 男	資金貸付(注)	△2	貸出金	58
							受入利息(注)	0	前受収益	0
役員及びその近親者	立花康成	—	—	医師	被所有 直接0%	当行取締役 監査等委員 立花洋介 男	資金貸付(注)	△2	貸出金	58
							受入利息(注)	0	前受収益	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	医療法人 回生会立 花レディース クリニック	福岡県 柳川市	1	医療業	—	資金の融資	資金貸付(注)	△18	貸出金	211
							受入利息(注)	1	前受収益	0
						債務の保証	債務の保証(注)	△2	支払承諾見返	45
							受入保証料(注)	2	未収収益	0

(注) 取引条件等は一般取引先と同様であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	168	0	2	166	(注)
合 計	168	0	2	166	

(注) 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、株式給付信託が保有する当行株式159千株が含まれております。なお、普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の減少2千株は、株式給付信託からの給付による減少であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	99	100	0
	小計	99	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,098	3,055	△43
	社債	3,459	3,421	△37
	小計	6,557	6,476	△81
合 計		6,657	6,576	△80

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	1,115
関連法人等株式	68

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,605	7,761	6,843
	債券	1,000	998	2
	国債	500	499	0
	社債	500	498	2
	その他	3,337	2,712	624
	小計	18,943	11,472	7,470
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,670	1,820	△149
	債券	121,361	127,822	△6,461
	国債	6,492	7,410	△918
	地方債	63,395	66,806	△3,410
	社債	51,473	53,605	△2,132
	外国証券	789	801	△12
	その他	61,672	69,681	△8,008
	小計	185,493	200,125	△14,632
合 計		204,437	211,598	△7,161

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	696
組合出資金	1,970

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,238	745	87
債券	2,266	0	14
地方債	400	－	2
社債	1,866	0	11
その他	3,334	4	589
合 計	7,839	751	691

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

なお、当該有価証券の減損処理については、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	952百万円
減価償却費	307百万円
退職給付引当金	146百万円
有価証券償却	93百万円
役員株式給付引当金	87百万円
その他	216百万円
繰延税金資産小計	1,804百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△438百万円
評価性引当額小計	△438百万円
繰延税金資産合計	1,366百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△229百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△239百万円
繰延税金資産（負債）の純額	1,126百万円

(注) 評価性引当額が218百万円減少しております。この減少の主な内容は、当行において貸倒引当金に関する評価性引当額が231百万円減少したことに伴うものであります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は22百万円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。再評価に係る繰延税金負債は24百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 4,871円41銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益金額 | 163円20銭 |

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度の株式数は159千株であります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度160千株であります。

第101期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	63,713	預 金	793,613
買 入 金 銭 債 権	457	譲 渡 性 預 金	30,736
有 価 証 券	214,045	借 用 金	12,365
貸 出 金	566,430	そ の 他 負 債	4,304
リース債権及びリース投資資産	10,152	退 職 給 付 に 係 る 負 債	93
そ の 他 資 産	10,668	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	101
有 形 固 定 資 産	9,025	役 員 株 式 給 付 引 当 金	282
建 物	1,826	偶 発 損 失 引 当 金	114
土 地	5,961	再評価に係る繰延税金負債	861
建 設 仮 勘 定	26	支 払 承 諾	8,192
その他の有形固定資産	1,210	負 債 の 部 合 計	850,664
無 形 固 定 資 産	573	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	504	資 本 金	8,000
ソフトウェア仮勘定	34	資 本 剰 余 金	7,228
その他の無形固定資産	35	利 益 剰 余 金	22,218
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,345	自 己 株 式	△306
繰 延 税 金 資 産	1,077	株 主 資 本 合 計	37,140
支 払 承 諾 見 返	8,192	その他有価証券評価差額金	△7,156
貸 倒 引 当 金	△2,582	土 地 再 評 価 差 額 金	1,443
		退職給付に係る調整累計額	300
		その他の包括利益累計額合計	△5,412
		非 支 配 株 主 持 分	707
		純 資 産 の 部 合 計	32,435
資 産 の 部 合 計	883,099	負債及び純資産の部合計	883,099

第101期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月 31 日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		19,173
資金運用収益	9,502	
貸出金利	6,983	
有価証券利息配当金	2,127	
コールローン利息及び買入手形利息	29	
預け金利	144	
その他の受入利息	218	
役務取引等収益	2,175	
その他の業務収益	6,449	
その他の経常収益	1,046	
償却債権取立益	110	
その他の経常収益	935	
経常費用		18,021
資金調達費用	526	
預金利息	481	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利	30	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	1,013	
その他の業務費用	6,702	
営業経費用	8,726	
その他の経常費用	1,052	
貸倒引当金繰入額	567	
その他の経常費用	484	
経常利益		1,152
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		67
固定資産処分損	67	
税金等調整前当期純利益		1,085
法人税、住民税及び事業税	249	
法人税等調整額	△172	
法人税等合計		76
当期純利益		1,008
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		980

第101期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,000	7,228	21,375	△309	36,293
当期変動額					
剰余金の配当			△312		△312
親会社株主に帰属 する当期純利益			980		980
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				4	4
土地再評価差額金の 取崩			174		174
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	843	3	846
当期末残高	8,000	7,228	22,218	△306	37,140

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	8	1,642	390	2,042	680	39,016
当期変動額						
剰余金の配当						△312
親会社株主に帰属 する当期純利益						980
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の 取崩						174
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△7,164	△199	△90	△7,455	26	△7,428
当期変動額合計	△7,164	△199	△90	△7,455	26	△6,581
当期末残高	△7,156	1,443	300	△5,412	707	32,435

第101期 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

筑銀ビジネスサービス株式会社

株式会社ちくぎん地域経済研究所

ちくぎんリース株式会社

筑邦信用保証株式会社

株式会社ちくぎんテクノシステムズ

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合

ちくぎん事業承継投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

会社名

株式会社まちのわホールディングス

株式会社まちのわホールディングスは、2024年12月に設立しており、株式会社まちのわを株式移転を通じて完全子会社としております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合

ちくぎん事業承継投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
- 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 5社
- 4. 開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
- 5. のれんの償却に関する事項
該当ありません。

会計方針に関する事項

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3 年～50年
その他 2 年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等の修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、回収可能性を勘案し、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,463百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。以下、同じ。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）への当行株式の交付に備えるため、取締役等に対する株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金2,582百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

債務者区分は、債務者の財務情報等に基づき定例及び随時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している債務者の債務者区分は、債務者の将来の事業計画の合理性及び実現可能性に係る判断により判定しております。当該事業計画の前提となる販売予測、経費削減および債務返済予定等の将来見込の合理性については、物価上昇の影響、債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等に基づき判断しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

物価上昇の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(株式給付信託)

当行は、当行の取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」という。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

② 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は293百万円、株式数は159,900株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,786百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,112 百万円
危険債権額	13,809 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	942 百万円
合計額	16,864 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,667百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	3,301百万円
貸出金	17,523百万円
その他資産	121百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,373百万円
借入金	6,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産3,500百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金104百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、75,223百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が75,223百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

548百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 8,892百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,459百万円であります。
10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額 9百万円
11. オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
- | | |
|-----|--------|
| 1年内 | 33百万円 |
| 1年超 | 120百万円 |
| 合計 | 153百万円 |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益747百万円、持分法による投資利益20百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却126百万円、株式等売却損94百万円、株式等償却0百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	6,249	－	－	6,249	
合 計	6,249	－	－	6,249	
自己株式					
普通株式	168	0	2	166	(注)
合 計	168	0	2	166	

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、株式給付信託が保有する当行株式159千株が含まれております。なお、普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の減少2千株は、株式給付信託からの給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の 種 類	配当金の総額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	156百万円	25円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日 取 締 役 会	普通株式	156百万円	25円	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金（2024年6月26日定時株主総会決議分4百万円及び2024年11月8日取締役会決議分3百万円）が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 156百万円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

また、配当金の総額には、株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出及び有価証券投資等の資金の運用調達を中心に、リース事業等の金融サービスに係る事業を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（A L M）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として企業及び個人に対する貸出金等であり、経営環境等の状況の変化によって、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、地域経済等の状況の変化が、地元企業の業績及び雇用情勢に影響を与え、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に国債等の債券、株式及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

預金及び借入金による資金調達は、経済情勢及び市場環境の変化等により、資金繰りに影響を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資金運用と預金等の資金調達は、マチュリティギャップ等により金利の変動リスクに晒されております。A L Mに関する常務会では金利変動リスクを減殺することを目的として、貸出金及び預金等の金利変動リスクのヘッジ手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用することを協議しております。また、外貨建資産・負債につきましては、為替の変動リスクに晒されているため、通貨オプション等のデリバティブ取引を行うことにより当該リスクの回避に努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、リスク管理統括規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金等について与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部門により行われ、また、定期的に常務会や取締役会を開催し、協議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査グループが内部監査を実施しております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行は、A L Mによって金利及び価格変動等の市場リスクを管理しております。リスク管理統括規程及び市場リスク管理規程等において、リスク管理方法及び手続等を定めており、A L Mの方針施策等を取締役会に報告又は付議しております。取締役会において決定

されたALMに関する方針等は、ALMに関する常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。なお、ALMに関する常務会では、金利変動のリスクを減殺することを目的に、金利スワップ等をヘッジ手段としたデリバティブ取引の方針等を協議しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信用度の高い銀行に限定して取引を行っております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

【市場リスクに係る定量情報】

- i リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品に関する事項
イ トレーディング目的の金融商品（特定取引勘定）
該当事項はありません。
ロ トレーディング目的以外の金融商品（銀行勘定）
当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金（外貨建を除く）」等であります。
これらの市場リスクを把握・管理するため、市場リスクの計測モデルとしてバリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）をリスク指標として利用しております。
VaR（観測期間は5年間、保有期間は120営業日、信頼区間は99%、分散共分散法）の算定に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。
2025年3月末において、当該リスク量の大きさは預金・貸出金のVaRと有価証券のVaR等の単純合算で161億90百万円になります。
また、VaRの信頼性を補完するためバックテストを行っております。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しておりますので、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。
 - ii リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品に関する事項
当行グループにおいて、「外貨建資産・負債」及び「デリバティブ」取引等につきましては、市場リスクが僅少であるため定量的分析を利用しておりません。また、市場リスクに重要性がないため、リスク量の記載を省略しております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当行グループは、ALM等を通して預金等の資金調達状況の管理を行い、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、デリバティブ取引を除くその他資産・負債に含まれている金融商品には重要性がないため、記載を省略しており、現金預け金、買入金銭債権及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,657	6,576	△80
その他有価証券（＊1）	204,505	204,505	－
(2) 貸出金	566,430		
貸倒引当金（＊2）	△2,214		
	564,216	565,081	865
(3) リース債権及びリース投資資産	10,152		
貸倒引当金（＊2）	△77		
	10,075	9,656	△418
資産計	785,454	785,820	366
(1) 預金	793,613	793,730	116
(2) 借入金	12,365	12,362	△2
負債計	805,978	806,092	114
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(29)	(29)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(29)	(29)	－

- （＊1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- （＊2） 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- （＊3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	912
組合出資金（*3）	1,970

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	54,351	—	—	—	—	—
買入金銭債権	457	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1,246	2,503	2,708	—	198	—
その他有価証券のうち満期があるもの	15,673	30,557	59,330	21,728	4,679	52,267
貸出金（*）	171,202	100,912	79,190	40,897	53,244	105,182
リース債権及びリース投資資産（*）	3,132	4,554	1,982	298	18	—
合 計	246,063	138,528	143,212	62,924	58,140	157,449

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,800百万円、並びに、リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない166百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	761,062	22,379	10,170	—	—	—
譲渡性預金	30,736	—	—	—	—	—
借入金	2,490	9,080	795	—	—	—
合 計	794,289	31,459	10,965	—	—	—

（*） 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（＊1）				
国債	6,992	－	－	6,992
地方債	－	63,395	－	63,395
社債	－	51,973	－	51,973
株式	16,344	－	－	16,344
外国証券	－	395	393	789
投資信託	16,314	47,621	－	63,936
資産計	39,652	163,387	393	203,432
デリバティブ取引（＊2）				
通貨関連	－	－	－	－
クレジット・デリバティブ	－	－	(29)	(29)
デリバティブ取引計	－	－	(29)	(29)

（＊1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託については、該当ありません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表上計上額は1,072百万円であります。

①第24項-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
－	－	－	1,072	－	－	1,072	－

（＊2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	3,155	—	—	3,155
社債	—	—	3,421	3,421
貸出金	—	—	565,081	565,081
リース債権及びリース投資資産	—	—	9,656	9,656
資産計	3,155	—	578,159	581,315
預金	—	793,730	—	793,730
借入金	—	12,362	—	12,362
負債計	—	806,092	—	806,092

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価として、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を利用しており、当該価格については、現在価値法等の評価技法を用いて算定されております。インプットには、国債利回り、スワップレート、信用スプレッド等が含まれ、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、貸出金に準じた方法により時価を算定しており、割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または、期待損失率等を織り込んだ理論値金利を基礎とした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引等であります。店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。その評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	現在価値技法	クレジットイベント発生確率	0.03%～7.40%	1.06%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利 益		購 入、 売 却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益(*)
		損 益 に 計 上 (*)	そ の 他 の 包 括 利 益 に 計 上					
有価証券								
その他有価証券								
外国証券	997	－	△3	△600	－	－	393	－
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ	△49	19	－	－	－	－	△29	19

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門等において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は每期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生確率であります。クレジットイベント発生確率の著しい上昇（低下）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	99	100	0
	小計	99	100	0
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	3,098	3,055	△43
	社債	3,459	3,421	△37
	小計	6,557	6,476	△81
合 計		6,657	6,576	△80

3. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,673	7,791	6,882
	債券	1,000	998	2
	国債	500	499	0
	社債	500	498	2
	その他	3,337	2,712	624
	小計	19,011	11,502	7,509
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,670	1,820	△149
	債券	121,361	127,822	△6,461
	国債	6,492	7,410	△918
	地方債	63,395	66,806	△3,410
	社債	51,473	53,605	△2,132
	外国証券	789	801	△12
	その他	61,672	69,681	△8,008
	小計	185,493	200,125	△14,632
合 計		204,505	211,628	△7,122

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,238	745	87
債券	2,266	0	14
地方債	400	－	2
社債	1,866	0	11
その他	3,334	4	589
合 計	7,839	751	691

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

なお、当該有価証券の減損処理については、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

（税効果会計）

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.4%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.3%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は21百万円増加し、その他有価証券評価差額金は0百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は2百万円減少し、法人税等調整額は24百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は24百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益等						
預金・貸出業務	914	—	914	—	—	914
為替業務	604	—	604	—	—	604
証券関連業務	367	—	367	—	—	367
代理業務	185	—	185	—	—	185
その他	30	—	30	43	—	73
顧客との契約から生じる経常収益	2,102	—	2,102	43	—	2,145
上記以外の経常収益	10,362	6,608	16,970	57	—	17,028
外部顧客に対する経常収益	12,464	6,608	19,072	100	—	19,173

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、経済調査業、保証業、コンピュータ関連業、プレミアム付電子商品券・地域通貨事業であります。

2 上記以外の経常収益は、収益認識会計基準の適用範囲外（収益認識会計基準第3項）である企業会計基準第10号「金融商品会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び企業会計基準第13号「リース会計基準」の範囲に含まれるリース取引等であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額 5,216円29銭
2. 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 161円23銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度の株式数は、159千株であります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度160千株であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を

作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 中 野 慎 介 ㊞

常勤監査等委員 池 部 晋 ㊞

監 査 等 委 員 立 花 洋 介 ㊞

監 査 等 委 員 永 田 見 生 ㊞

監 査 等 委 員 石 坂 淳 子 ㊞

(注) 監査等委員 立花洋介、永田見生、石坂淳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店 3 階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄天神大牟田線 西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分

